

## 7 服務の状況

地方公務員法では、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないという服務の根本基準が示されています。

また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、さらには、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等に関する規定の遵守が求められています。

さらに、職務の遂行にあたって職員以外の者から依頼等を受けた場合の対応を定めることにより、公正かつ公平な職務の遂行を図るとともに、県民の県政への信頼を確保するため、「職員以外の者に対する職員の対応要綱」を制定しています。

このような中、令和6年度においては、次に掲げる通達等により、職員の服務規律の確保に努めました。

### (知事部局)

| 日 付        | 内 容                            |
|------------|--------------------------------|
| 令和6年4月23日  | 職員の服務規律の確保等について                |
| 令和6年12月13日 | 年末年始における職員の服務規律の確保等について(依命通達)  |
| 令和6年12月25日 | 綱紀の保持について(依命通達)                |
| 令和7年3月11日  | 綱紀の保持について(依命通達)                |
| 令和7年3月21日  | 人事異動時における職員の服務規律の確保等について(依命通達) |

### (交通局)

| 日 付        | 内 容                     |
|------------|-------------------------|
| 令和6年12月26日 | 年末年始における職員の服務規律の確保等について |

### (教育)

| 日 付        | 内 容                         |
|------------|-----------------------------|
| 令和6年5月14日  | 教職員の綱紀の保持について(通達)           |
| 令和6年8月20日  | 教職員の綱紀の保持について(通達)           |
| 令和6年9月10日  | 教職員の綱紀の保持について(通達)           |
| 令和6年10月4日  | 職員の綱紀の保持について(通達)            |
| 令和6年11月15日 | 職員の綱紀の保持について(通達)            |
| 令和6年12月23日 | 年末年始における職員の服務規律の確保等について(通達) |
| 令和7年2月13日  | 教職員の綱紀の保持について(通達)           |
| 令和7年3月25日  | 教職員の綱紀の保持について(通達)           |

### (警察)

| 日 付        | 内 容                                             |
|------------|-------------------------------------------------|
| 令和6年8月30日  | 非違事案防止対策の強化について(依命通達)                           |
| 令和6年10月10日 | 第50回衆議院議員選挙における警察職員の服務規律の保持について(通達)             |
| 令和6年12月2日  | 年末年始における規律の保持と各種事故防止の徹底について(通達)                 |
| 令和7年3月21日  | 「県民の期待と信頼に応える力強い警察」の確立に向けた非違事案防止対策の推進について(依命通達) |